

議 案 目 録

令和6年(2024年)5月17日

番 号	件 名
議案第 46 号	令和6年度(2024年度)彦根市一般会計補正予算(第2号)
議案第 47 号	専決処分につき承認を求めることについて (彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第 48 号	彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 49 号	彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
報告第 5 号	損害賠償の額の決定について
報告第 6 号	損害賠償の額の決定について
報告第 7 号	損害賠償の額の決定について

議案第 47 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)5 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決処分につき承認を求めることについて

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについては、特に緊急に処理する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

専決第 7 号

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例について

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年(2024 年)3 月 31 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第 1 条 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合ならびに」を加え、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 71 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、または取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 139 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

付則第 4 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

(令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 4 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項および第 5 項に規

定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 18,050,000 円以下である所得割の納税義務者(次条および付則第 4 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第 34 条の 3、第 34 条の 5 から第 34 条の 8 まで、付則第 4 条第 1 項、付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項、前条、付則第 5 条の 3 第 2 項および付則第 6 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 6 第 2 項、第 47 条の 5 第 1 項および前条の規定の適用については、第 34 条の 6 第 2 項および前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項および第 5 条の 8 第 6 項」と、第 47 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「付則第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第 4 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 41 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第 5 条の 8 第 1 項および第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額(当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第 1 期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 40 条第 1 項に規定する第 1 期の納期(以下この項、次項および次条第 1 項において「第 1 期納期」という。)においてはその者の第 1 期分金額からその

者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期においてはしないものとし、第 40 条第 1 項に規定する第 2 期の納期(以下この項および次条第 1 項において「第 2 期納期」という。)においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 40 条第 1 項に規定する第 3 期の納期(以下この項において「第 3 期納期」という。)および同条第 1 項に規定する第 4 期の納期(以下この項において「第 4 期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期および第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期および第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和 6 年度分の個人の市民税(第 1 期納期から第 47 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第 4 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 47 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額および同条第 2 項の規定により普通

徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額

(付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。))の合算額(以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額(以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。))がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。))に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。))ならびに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。))は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。))に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。))に相当する税額、同年

12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分

割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第 1 期納期および第 2 期納期ならびに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第 4 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第 1 項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 47 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を 3 で除して得た金額(当該金額に 100 円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10 月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第4条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項および第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、付則第4条第1項、付則第4条の3の2第1項、付則第4条の4、付則第5条の3第2項および付則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第5条第2項中「前条」を「付則第4条の4」に改め、同条第3項中「第34条の8第1項」の次に「、付則第4条の5第1項および前条」を加え、「同項中」を「第34条の8第1項中」に、「とする」を「と、付則第4条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、付則第5条第2項」と、前条中「付則第4条の4」とあるのは「付則第4条の4、次条第2項」とする」に改める。

付則第7条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条

第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

付則第7条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第19項を同条第20項とし、同条第18項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第7条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項または第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項または第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項または第2項の規定を適用することができる。

付則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付則第8条の2の見出し中「令和4年度または令和5年度」を「令和7年度または令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分または令和5年度分」を「令和7年度分または令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地または令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令

和 8 年度分」に改める。

付則第 9 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」および「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項および第 3 項中「令和 4 年度分および令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項および第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付則第 9 条の 3 中「地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付則第 10 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」および「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

付則第 12 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 13 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 13 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 13 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 13 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 14 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 15 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1

項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 15 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 16 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 16 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 17 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 17 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 17 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 17 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 17 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 17 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 17 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第 17 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 17 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(彦根市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

付則第 1 条の 2 第 1 項を削り、同条第 2 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

付則第 1 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

付則第 2 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5)」および「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

付則第 3 条および第 4 条中「令和 4 年度分および令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

付則第 5 条および第 6 条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付則第 7 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」および「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

付則第 10 条中「付則第 2 条、第 3 条」を「付則第 3 条」に改める。

付則第 11 条中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項もしくは第 46 項」を「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項もしくは第 45 項」に改める。

付則第 12 条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条第 1 項」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の彦根市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電

設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 43 号。次条第 3 項において「改正法」という。)の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第 3 条 別段の定めがあるものを除き、第 2 条の規定による改正後の彦根市都市計画税条例(次条において「新都市計画税条例」という。)の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 改正法の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置に係る適用区分)

- 第 4 条 新都市計画税条例付則第 12 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。この場合において、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税については、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条第 1 項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項」と、「令和 6 年度から令和 8 年度まで」とあるのは「令和 3 年度から令和 5 年度まで」とする。

議案第 48 号

彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)5 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

彦根市医療費の助成に関する条例(平成 15 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

目次中「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

第 1 条中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に、「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

第 2 条第 2 号中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改め、「次の」の次に「アからオまでの」を、「該当する者」の次に「(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。))第 50 条に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。)」を加え、同号ア中「規則別表」を「省令別表第 5 号」に改め、同号に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))の交付を受けている者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する障害等級(以下「障害等級」という。))の 1 級に該当するもの

オ 児童相談所または更生相談所において知的障害の程度が中度と判断された者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害の程度が障害等級の 2 級に該当するもの

第 2 条第 6 号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。))」を「高齢者医療確保法」に改め、同条第 9 号の 2 中「重度心身障害老人」

を「重度障害老人」に、「アからウまで」を「アからオまで」に改め、同号ア中「規則別表」を「省令別表第5号」に改め、同号に次のように加える。

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が障害等級の1級に該当するもの

オ 更生相談所において知的障害の程度が中度と判断された者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害の程度が障害等級の2級に該当するもの

第2条第9号の3中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する」および「(以下「障害等級」という。)」を削り、同条第9号の4中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により」を削り、同条第12号中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に、「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

第2条の2中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改める。

第2条の3第1項中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に、「規則別表」を「省令別表第5号」に改める。

第3条第2項第1号中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改め、同項第2号中「重度心身障害者(児)(」を「重度障害者(児)(」に、「重度心身障害者(児)等」を「重度障害者(児)等」に改め、同条第4項中「、重度心身障害者(児)」を「、重度障害者(児)」に、「重度心身障害者(児)等」を「重度障害者(児)等」に改める。

第7条第1項中「重度心身障害者(児)等」を「重度障害者(児)等」に改める。

第8条第3項中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 重度障害老人に対する福祉助成費の助成

第13条中「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

第14条第1項中「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に、「規則別表」を「省令別表第5号」に改め、「児童相談所または」を削る。

第16条第1項中「重度心身障害老人等福祉助成券」を「重度障害老人等福祉助成券」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

(助成の期間)

第 19 条の 2 福祉助成費の助成は、助成対象者となった日の属する月の初日からその者が助成対象者でなくなった日までの間に受けた医療に係る医療費について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、月の中途において本市の区域内に居住することとなった助成対象者の助成の期間の始期は、当該居住することとなった日とする。

第 20 条中「重度心身障害老人に」を「重度障害老人に」に、「重度心身障害老人等福祉助成券交付申請書」を「重度障害老人等福祉助成券交付申請書」に改める。

付 則

1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

2 改正後の彦根市医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費および福祉助成費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費および福祉助成費の助成については、なお従前の例による。

議案第 49 号

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)5 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市監査委員に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市石寺町 217 番地
- 2 氏 名 林 利 幸
- 3 生年月日 昭和 52 年(1977 年)9 月 28 日

報告第 5 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)5 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決第 8 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年(2024 年)4 月 12 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 損害賠償の相手方

- (1) 所在地 彦根市岡町 12 番地
- (2) 名 称 日光ハイツ彦根壺番館管理組合
- (3) 代表者 理事長 ○ ○ ○○○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 208,000 円を支払う。

3 事案の概要

令和 6 年 1 月 8 日午前 11 時 50 分頃、彦根市岡町 12 番地の日光ハイツ彦根壺番館の敷地において、相手方が設置したごみ集積所に向けて公用車を後退させたところ、当該ごみ集積所の門扉に接触したことにより、当該門扉が損傷したもの

報告第 6 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)5 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決第 9 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年(2024 年)4 月 12 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 209,770 円を支払う。

3 事案の概要

令和 6 年 1 月 25 日午前 10 時 40 分頃、○○○○○○○○○○○○○○地先の市道芹橋南辻線において、側溝に脱輪したことにより傾いた公用車が、相手方の住宅の塀に接触したことにより、当該塀が損傷したもの

報告第 7 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)5 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決第 10 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年(2024 年)4 月 24 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 損害賠償の相手方

- (1) 所在地 名古屋市中区栄三丁目 6 番 1 号
- (2) 名 称 株式会社 E N E O S ウイング
- (3) 代表者 代表取締役社長 大 石 和 宏

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 176,450 円を支払う。

3 事案の概要

令和 5 年 12 月 25 日午前 9 時頃、彦根市外町 78 番地地先の市道外町原線の交差点において、当該交差点を左折しようとした公用車と、当該公用車の後方から当該交差点に進入し、直進しようとした相手方の車両とが接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの